

# 火災に遭われた方のための 各種手続き・支援のてびき (チラシ版)

市役所の電話 047-445-1141 (代表)  
編集 鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課  
電話 047-445-1286 (内線 704)



## 火災現場に立ち会った職員

社会福祉課	担当者: _____	連絡先: <u>047-445-1286</u>
消防本部予防課	担当者: _____	連絡先: <u>047-444-3273</u>
中央消防署	担当者: _____	連絡先: <u>047-444-3222</u>
くぬぎ山消防署	担当者: _____	連絡先: <u>047-442-1119</u>
鎌ヶ谷消防署	担当者: _____	連絡先: <u>047-442-6119</u>

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

このチラシは、生活再建の各手続きに関して、概略をまとめた参考資料です。被災後の手続きのすべてを網羅しているものではありません。

それぞれの手続きの詳しい内容につきましては、各種手続き・支援のてびき(詳細版)をご覧ください。担当部署にお問い合わせください。

### (1) 火災調査について

消防署では、火災の原因や損害等を調査し、今後の火災予防対策等に役立てています。消防職員の現場調査が終了するまで立ち入らないでください。焼けたものの後片付けは、調査終了後にお願います。

また、調査現場では、火災の状況等を質問させていただいたり、消防法第34条に基づく「建物被災申告書」等の提出をお願いしています。

### (2) 被災証明書の発行について ■問い合わせ 消防本部予防課 指導係 電話 444-3273

被災証明書は、火災による被災物件の被災状況を消防職員が確認した範囲内において、被災者等からの申請により、消防本部予防課が発行しています。

保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際に提出を求められる場合がありますので、保険会社などの提出先に必要となる書類等を確認し、被災証明申請書により消防本部予防課へ申請してください。

※消防職員が事実確認していない火災については、被災証明書の発行ができません。

また、ご自身で消火した場合は、修理等をする前に必ず消防本部予防課又は最寄りの消防署に連絡し、調査を受ける必要があります。ただし、調査の結果、火災として扱わない場合は、被災証明書を発行できませんのでご注意ください。

### (3) 被災証明書が必要になるケース

- ア 火災により発生した家財道具(家具、衣類、茶わん等)のごみ処分  
(クリーンセンターしらさぎ、クリーン推進課)
- イ 保険金の請求(保険会社)
- ウ 税金の減免(課税課、松戸税務署)
- エ 登記の抹消(千葉地方法務局市川支局) など ※連絡先は次頁以降に掲載しています。

### (4) 被災者一時宿泊所

災害(火災・水害など)により、住居に被害を受け、他に居住することが困難な場合に、一時的に宿泊ができます。ただし、全額自己負担となります。

東横 INN 千葉新鎌ヶ谷駅前 電話 047-774-1045 新鎌ヶ谷 2-8-18  
徳寿司旅館 電話 047-445-5550 東初富 5-20-83

## 1. 被災された方への各種支援

項目	内容	問い合わせ
(1) 救援物資の支給 (日本赤十字社千葉県支部鎌ケ谷市地区)	住家が半壊・半焼以上の被害を受けた方に、日本赤十字社からお預かりした救援物資(毛布、タオルケット、日用品セット)をお届けします。	社会福祉課 社会福祉係 電話 445-1286 (内線 704)
(2) 災害見舞金 (鎌ケ谷市)	住家が全焼、半焼又は消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に災害見舞金を支給します。 被災証明書(原本)が必要です。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	
(3) 弔慰金及び見舞金 (日本赤十字社千葉県支部鎌ケ谷市地区)	災害により死亡された場合には、日本赤十字社から弔慰金(10,000円)を支給します。 住家が半焼、全焼した場合などに、見舞金(5,000円)を支給します。	
(4) 弔慰金及び見舞金 (千葉県共同募金会鎌ケ谷市支会)	災害により死亡された場合には、千葉県共同募金会から弔慰金(10,000円)を支給します。 住家が半焼、全焼した場合などに、見舞金を支給します。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	鎌ケ谷市社会福祉協議会 電話 444-2231 (内線 783)
(5) 弔慰金及び見舞金 (鎌ケ谷市社会福祉協議会)	災害により死亡された場合には、社会福祉協議会から弔慰金(10,000円)を支給します。 住家が半焼、全焼した場合などに、見舞金を支給します。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	
(6) 火災で生じた廃棄物の処理	火災で生じた廃棄物(粗大ごみ)をクリーンセンターしらさぎに持ち込む場合、処理手数料を減免する場合があります。 申請手続きや、受け入れ可能な廃棄物の種類等をクリーンセンターしらさぎ、またはクリーン推進課にご相談ください。 ※ 焼残物などの片づけは、まず保険会社へ連絡し承認を得てから行ってください。承認を得ずに片づけをした場合、保険金の支払いに影響が出る場合があります。	クリーンセンターしらさぎ 電話 047-443-5300  クリーン推進課 業務係 電話 445-1223 (内線 235、236)

## 2. 各種書類の(再)発行手続きの連絡先(市役所)

項目	内容	問い合わせ
(1) 印鑑の登録 (印鑑登録証、実印のいずれかを紛失、焼失した場合)	窓口でそれまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。 ①新しい実印、②登録する本人であることを証明できるもの(運転免許証・パスポート等の写真付きの官公署発行のもの)、③手数料300円をご持参ください。	市民課 窓口係 電話 445-1195 (内線 220)
(2) マイナンバー(個人番号)関係	マイナンバー(個人番号)の通知カードやマイナンバーカードの再発行手続きを行います。 ※ 個人番号がすぐ必要な場合は、個人番号入りの住民票を請求してください。	市民課 記録管理係 電話 445-1177 (内線 218)
(3) 国民健康保険証、後期高齢者医療保険者証	本人を証明するもの(運転免許証、写真付き身分証明書など)の提示により、保険証を再発行します。破損、汚損の場合はその保険証をご持参ください。	保険年金課 国保給付係 電話 445-1204 (内線 226、227) 保険年金課 後期高齢者医療係 電話 445-1207 (内線 262、263)
(4) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊(受診票等)	申請に基づき再交付を行います。	健康増進課 母子保健係 電話 445-1393 (内線 731、735)

(5)年金証書・年金手帳 (国民年金・厚生年金)	<p>①年金証書 年金事務所または保険年金課の窓口にて備えてある申請はがきで、年金事務所に申請してください。 再交付までに3～4週間かかります。 基礎年金番号、年金コード等の記載が必要です。</p> <p>②年金手帳 現在加入している年金によって申請先が異なります。 厚生年金・共済年金加入の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。 国民年金加入の方は、保険年金課窓口で申請ができます。本人を証明するもの(運転免許証、学生証、保険証等)の提示と認め印が必要です。再交付まで4週間ほどかかります。</p>	<p>保険年金課 国民年金係 電話 445-1209 (内線 230、231、232)</p> <p>市川年金事務所 電話 047-704-1177</p>
-----------------------------	---	--

### 3. 各種書類の(再)発行手続きの連絡先(市役所以外)

項目	内容	問い合わせ
(1)運転免許証	<p>①保険証、住民票など身分を証明するもの、②縦3cm×横2.4cmの6か月以内に撮影した写真、③手数料3,600円をご持参ください。 詳細は運転免許センターか警察署にお問い合わせください。</p>	<p>鎌ヶ谷警察署 電話 444-0110</p> <p>千葉県運転免許センター 電話 043-274-2000</p>
(2)健康保険証(社会保険・共済保険等)	お勤め先の担当者にお問い合わせください。	
(3)クレジットカード、通帳、キャッシュカード、保険証券(損害保険・生命保険)など	ご加入のカード会社、金融機関、保険会社(または取扱い代理店)にお問い合わせください。	

### 4. 公共サービス関係の手続(電話・電気・ガス・水道・郵便)

項目	内容	問い合わせ
(1)電話回線(NTT)	<p>まず、NTTへご連絡ください。 後日、被災証明書(原本)と印鑑を持参のうえ、NTTの窓口へ届け出てください。 仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。</p>	<p>NTT(電話故障受付) 電話 113 携帯電話・PHSからは 0120-444-113</p>
(2)電気	<p>まず、電力会社にご連絡ください。 自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。</p>	<p>東京電力エナジーパートナー(カスタマーセンター千葉第二) 電話 0120-99-5556</p>
(3)都市ガス ※プロパンガスについては、取扱い業者にお問い合わせください。	<p>消防署に通報があった火災については、通常、消防署からガス会社に連絡が入ります。 ガス会社は、メーターボックスを外すなど閉栓処置をします。</p>	<p>京葉ガス(24時間、365日体制で電話受付) (ガス漏れ・ガス事故などの連絡先) 電話 047-325-1049</p>
(4)水道	<p>火災現場の後始末等が終わりましたら、水道局へ連絡し、給水停止(閉栓)の手続きを依頼してください。 ※水道料金の減免等はありません。</p>	<p>千葉県水道局(県水お客様センター) 電話 0570-001245 (ナビダイヤル)</p>
(5)郵便物	郵便局に備え付けの転居届(はがき)に新住所と旧住所などを記入のうえ、投函すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に配達されます。	<p>鎌ヶ谷郵便局 電話 444-4471</p>

## 5. 税・保険料・負担金などの減免手続きの連絡先

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に、徴収猶予や減額又は免除を受けられる場合があります。

項目	内容、問い合わせ
(1) 市税等の減免  個人市・県民税 固定資産税・都市計画税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料 介護保険料	<p>対象となる条件や必要書類等があります。</p> <p><b>課税課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市・県民税 市民税係 電話 445-1094 (内線 352~354)</li> <li>・固定資産税・都市計画税 土地係 電話 445-1104 (内線 355、356)</li> <li>家屋係 電話 445-1105 (内線 357、358)</li> </ul> <p><b>保険年金課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料 保険料係 電話 445-1208 (内線 225、228、229)</li> <li>・後期高齢者医療保険料 後期高齢者医療係 電話 445-1207 (内線 262、263)</li> <li>・国民年金保険料 国民年金係 電話 445-1209 (内線 230、231、232)</li> </ul> <p><b>高齢者支援課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料 介護保険係 電話 445-1380 (内線 744)</li> </ul>
(2) 市税の徴収猶予	<p>納税者の財産について、災害にあった場合で納期までに納めることが困難なときは、申請により1年以内の期間で分割して納付したり納期を遅らせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税 収税課 収税係 電話 445-1164 (内線 378)</li> </ul>
(3) 保育料の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料 幼児保育課 幼児保育支援係 電話 445-1363 (内線 711)</li> </ul>

## 6. 被災後に受けられるサービス（市役所で行う諸手続）

項目	内容	問い合わせ
(1) 市営住宅の入居	災害により家屋が滅失した場合、入居条件(所得制限等)を満たし市営住宅に空きがある場合に入居できます。家屋の滅失を証する書類が必要です。	建築住宅課 住宅係 電話 445-1472 (内線 496)
(2) 確認申請・完了検査手数料の減免	建築確認申請及び建築完了検査申請を提出する場合に、手数料の全部が免除又は減額されます。建築士と相談の上、減免の申請を行って下さい。	建築住宅課 建築係 電話 445-1466 (内線 426、427)
(3) 学用品等の手配等	災害により生活が困窮した世帯で、小学校・中学校の児童生徒の学校関係の費用の支払いが困難になった方に対し、学用品費や給食費などを支給します。	該当の児童生徒が通う 小学校・中学校、または 学校教育課 学務保健室 電話 445-1501 (内線 471)
(4) 生活福祉資金の貸付 (社会福祉協議会)	家財道具の購入やその修繕等に要する経費に利用できる場合があります。 災害援護資金(限度額 150万円以内) 緊急小口資金(限度額 10万円以内)	鎌ヶ谷市社会福祉協議会 電話 444-2231 (内線 783)

## 7. その他手続きの連絡先

項目	内容	問い合わせ
(1) 雑損控除・災害減免法	確定申告で所得や税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。	松戸税務署 電話 047-363-1171
(2) 建物の滅失登記	全焼した場合、法務局で被災建物の滅失登記の手続きが必要です。滅失登記をしないと、翌年以降も固定資産税が課されますので、ご注意ください。(固定資産税は、毎年1月1日時点での登記簿上の所有者に対して課されます。) 被災証明書、印鑑証明書、建物滅失の登記申請書が必要となります。上記手続きは、土地家屋調査士に依頼する場合も多いようです。 火災保険の保険金請求時に、登記簿謄本の提出を求められることがあります。	千葉地方法務局市川支局 電話 047-339-7757